

被災事業者販路開拓支援 商談会募集要項

東日本大震災により被災した中小企業者の皆様の受注回復や取引拡大を支援するため、岩手県・宮城県・福島県と独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」といいます。）が連携し、首都圏等のバイヤー等に対し地域の産品や産地を広報しつつ、東京において中小企業者の皆様の販路開拓を支援する「食」の商談会を開催します。

1. 商談会概要

(1)	開催地	東 京
(2)	出展展示会	第49回スーパーマーケットトレードショー2015 (主催：(一社)新日本スーパーマーケット協会)
(3)	開催日時	2015年2月10日(火)～12日(木)
(4)	開催場所	東京ビッグサイト東全館 (東京都江東区有明3-11-1)
(5)	出展対象者	岩手県・宮城県・福島県の漁業若しくは水産加工業又は 農林若しくは農産加工業などを営む中小企業者・小規模事業者のうち 県が被災を確認し推薦した者
(6)	出展規模	100社
(7)	主催	独立行政法人中小企業基盤整備機構
(8)	共催	岩手県・(公財)いわて産業振興センター・宮城県・福島県 岩手日報社・河北新報社・福島民報社・福島民友新聞社
(9)	後援	中小企業庁(予定)・東北経済産業局(予定)・全国地方新聞社連合会
参考	来場者数	前回入場者数：81,828名

2. 募集条件・支援内容

(1) 出展対象者

①被災地（岩手県・宮城県・福島県）に事業所を有する中小企業者（注）の方であって、漁業・水産加工業・農林業・農産加工物の生産者等として、県の被災事業者を対象とした事業を利用するなど、県が被災したことを確認し、中小機構へ出展者として推薦をした方といたします。

注）今回対象となる中小企業者の定義について

業 種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数
漁業、水産加工業、農林業、農産加工業など	3 億円以下	300 人以下
上記の生産品の卸売業	1 億円以下	100 人以下

企業組合、協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商工組合連合会、協同組合連合会、酒造組合（※）、酒造組合連合会（※）、酒造組合中央会（※）、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会は、中小企業者に含まれます。

（（※）の組合、連合会、中央会は、その構成員の3分の2以上が上記の表の要件に該当する中小企業者であることが必要です。）

②募集説明会、出展者説明会、事後相談会の全てに原則として参加できる中小企業者であること。

③国内の販路開拓とスキルアップに意欲的に取り組む意思のある中小企業者であること。

(2) 展示スペース

展示スペースは1社あたり4㎡程度を予定しておりますが、出展事業者数により、変動する可能性があります。

(3) 出展費用等

以下に係る費用は中小機構が負担します。

①出展料等【中小機構負担】

i) 出展料には基本的な備品料（冷蔵ショーケース等）も含まれます。

ii) オプション備品が必要となる場合には、別途出展事業者の負担となります。

②旅費（交通費・宿泊費）・輸送費【一部中小機構負担】

出展に際し、必要となる交通費及び宿泊費（出展事業者1社につき2名まで）、商品等の輸送費については10万円（税込）/社・回を上限とし、中小機構が負担します。

(4) 本事業が行う専門家による出展事業者支援等（無料）

本事業では、出展事業者のご希望等に応じ、専門家による以下の支援を行います。

①商談会出展に向けた事前支援：出展者説明会における出展に向けたアドバイス

②商談会場（スーパーマーケット・トレードショー会期中）での商談支援

③商談会出展後の支援：事後相談会の開催

※震災復興支援アドバイザーによる支援含む

3. 募集説明会概要

本事業の募集説明会を以下の概要で実施します。

<概要>

県	日付	時間	場所
福島	9月22日(月)	13:30~15:00	福島県農業総合センター 多目的ホール(郡山市)
岩手	9月24日(水)	13:30~15:00	岩手県工業技術センター 大ホール(盛岡市)
宮城	9月25日(木)	15:30~17:00	河北新報社 大ホール(仙台市)

<プログラム>

第1部 スーパーマーケット・トレードショー2015 説明会(30分)

第2部 FCP 展示会・商談会シートの書き方講座(60分)

※「FCP(フードコミュニケーションプロジェクト)展示会・商談会シート」は出展が決定した事業者の方は
出展者説明会にご持参いただきます。

※個別相談会を実施いたしますので、ご希望に応じてご参加ください。

4. 申込み、締切等

(1) 必要書類

応募申込書のエクセルファイルをホームページ(<http://umaimon.smrj.go.jp/>)からダウンロードしてご記入の上、以下の書類をご提出ください。

【提出書類】

①応募申込書(1部) ②会社概要等、パンフレット(各4部)

(2) 募集期間 平成26年9月9日(火)~平成26年10月8日(水)【必着】

(3) 応募方法 上記(1)の提出書類を郵送にてご提出ください。

※応募資料提出先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 3F
「みちのく いいもん うまいもん」商談会事務局

5. 出展者の決定について

(1) 応募申込書等に基づき、県による被災の確認・推薦を経て、中小機構が出展者を決定します。応募申込書の必要事項は必ずご記入ください。

(2) 内容の精査等のためヒヤリングを実施させていただく場合がありますので、予めご了承ください。中小機構・県による確認等の結果、お申込みをお断りする場合がありますことを予めご了承ください。

(3) 出展者決定については、応募者へ文書により通知させていただきます。

なお、文書による通知は10月下旬を予定しております。

(4) 出展決定後は、別途、「みちのく いいもん うまいもん」商談会事務局からご案内する「FCP展示会・商

談会シート」を速やかに作成し、ご提出ください。

- (5) 暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したときは出展をお断りします。

6. 注意事項

- (1) 本件の趣旨に鑑み、国内の販路開拓とスキルアップに意欲的に取り組む意志のある中小企業者を対象とします。
- (2) スーパーマーケット・トレードショー出展につきましては、会期全日事業者が参加することとします。
- (3) バイヤーとの商談においては、取引の決定権を有する担当者が商談を行うことが望ましいことから、可能な限り当該権限を有する方がご参加ください。
- (4) バイヤーとの商談に必要な各種資料を事前にご準備いただきます。
- (5) ブースの位置については、事務局に一任いただきます。
- (6) 出展者説明会には、必ず参加ください。

出展決定後に、中小機構が出展にあたってのマニュアル等の説明を行う出展者説明会を以下の日時に開催し、情報提供ならびにセミナーを行いますので、出展者は原則参加してください。また、展示予定の商品及び販売ツールを必ずご持参ください。なお、商品を持参することが困難な場合は事務局までご連絡ください。

- ・岩手県：平成26年11月 4日(火) 10:00~13:10 岩手県工業技術センター 大ホール
11月 5日(水) 岩手県内沿岸部(予定)
- ・宮城県：平成26年11月 6日(木) 10:00~13:10 河北新報社 大ホール
11月 11日(火) 宮城県内沿岸部(予定)
- ・福島県：平成26年11月 12日(水) 10:00~13:10 福島県内(予定)
11月 13日(木) 福島県内(予定)

- (7) 展示・商談会終了後、お取引の進捗状況について確認させていただきます。また主催者・共催者間で情報共有させていただく場合が有ります。
- (8) 中小機構が今後の支援の参考や、成果の把握のために実施するアンケートにご協力をお願いいたします。
- (9) 応募申込書等はお返しいたしません。また、中小機構・県による確認等に関する内容につきましては、お答えいたしかねます。
- (10) 本事業と併せて被災事業者販路開拓支援『販売会』事業に申し込むことも可能です。
但し、応募状況等により一方のみが採択される場合もございます。
以上をご了承の上、お申し込みください。

【お問い合わせ等窓口】

「みちのく いいもん うまいもん」商談会事務局

電話：03-6825-7905(直通)

e-mail：shoudan@michi-ku.jp

商談会出展規約

1. 事務局
ここで述べる事務局とは、被災事業者等販路開拓支援商談会の開催・運営・管理のために主催者である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）によって設置された、主催者の代理人によって構成される組織を指します。（代理人を設置する前の中小機構の担当窓口を含む）。また事務局は出展イベントの主催者による運営、諸注意に則り、運営を行うものとなります。
2. 出展申込及び本規約の効力の発生
所定の応募申込書に必要事項を記載し、又必要な資料を添付した上で事務局へ提出することによって、出展申込者として受け付けます。応募申込書が事務局で受理された時点で、出展申込者は本規約に同意したものととして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、事務局が出展者を決定し、結果を出展申込者へ通知します。ただし、決定に係る過程の内容等については公表しません。なお、事務局が出展者として適当でないと判断した場合、通知後であっても、事務局は出展を拒否することができます。その際の判断根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことと生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。
3. 出展者提供資料等の取扱い
出展者は事務局が指定した期日までに、求められた資料及び各種申請を提出してください。出展者が提出した資料等（諸申込書類、写真素材なども含む。以下同じ。）は、本商談会に使用する目的のため、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただきました資料等は返却いたしません。また出展者が提供する資料等は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限ります。これらの資料等に関して、紛失、謄写、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することとし、主催者、事務局は一切の責任を負いません。なお事務局は出展者に対し、資料等利用に関してのロイヤリティ、およびライセンスフィーその他の自由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。
4. 出展キャンセル
出展決定の通知を受けた後の出展取消、解約は原則として認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展の全て又は一部の取消・解約をする場合、出展者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。
5. 出展者説明会
出展決定の通知を受けた企業は、平成26年11月に3県（岩手県、宮城県、福島県）においてそれぞれ開催される出展者説明会に参加していただきます。（場所・時期等の詳細は別紙参照ください）
6. 基本出展にて事務局が提供するもの
(1) 出展ブースには以下のものが含まれます ①冷蔵ケース・冷凍ケース等 ②時間内の会場使用料金・照明・空調費・出展者証 ③共用施設の工事費及び維持費 ④保健所、消防署への申請手続き ⑤広報宣伝、来場者サービスに係わる費用（バナー・チラシ・案内含む） ⑥事務局企画運営費用 (2) 旅費（交通費・宿泊費）・輸送費【一部中小機構負担】 出展に際し、必要となる交通費及び宿泊費（出展事業者1社につき2名まで）、商品等の輸送費については10万円（税込）／社・回を上限として中小機構が負担します。 <注>上記(1)及び(2)の詳細については、平成26年11月開催の出展者説明会（岩手県、宮城県、福島県のそれぞれで開催します。）にてご案内いたします。 (3) 中小機構が行う専門家による出展事業者支援等（無料） 中小機構では、出展事業者のご希望等に応じ、専門家による以下の支援を行います。 ①商談会出展に向けた事前支援：出展者説明会における出展に向けたアドバイス ②商談会場（スーパーマーケット・トレードショー会期中）での商談支援 ③商談会出展後の支援：事後相談会の開催 ※震災復興支援アドバイザーによる支援含む
7. オプション料金等
オプション備品は別途ご請求いたします。
8. 小間の位置
小間の位置については、展示の内容などを考慮に入れ、主催者・事務局が決定します。ただし出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展者は主催者・事務局に対する異議申立てならびに賠償責任等を問うことはできません。全て主催者・事務局に任せられます。
9. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止
出展者及び出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。 また事務局の承認無しに、出展者以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。
10. ブースの施工・装飾及び材料
出展者は、国、自治体、及び会場が制定する安全規則及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただきます。ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したもののみ用いることができます。また展示・装飾は、事務局までお問合わせください。原則として2.7mを超えることはできません。やむを得ず、この高さを超える展示が必要な場合には、事務局に事前に申請をお願いいたします。事務局への連絡がなく、この高さ制限を超えている場合には、事務局は展示内容の変更、もしくは展示の取りやめを命じることができます。強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など、他出展者に迷惑となる行為は行えません。実演などが他出展者に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じることができます。これらの規則及び消防法の詳細については、出展者説明会で配布する出展者マニュアルを参照ください。
11. 出展者の行動
出展者は、品位ある行動をとっていただきます。 ブース駐在員は常に出展者証を着用してください。またブースには常に最低1名は駐在してください。
12. 本商談会の運営
事務局は本商談会の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展者が「出展規約」ならびにその他出展者マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展者の出展を中止させることができます。その場合、その展示スペースは事務局が処分することができます。なお、その際に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。
13. 展示品の管理及び免責
展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。
14. 保険
会場への展示物搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、各出展者で加入してください。 特に小間内の警備・保険に関しては出展者ごとに行うものとし、商談会などに損害が生じた場合にも、主催者及び事務局は一切責任を負いません。
15. 補償
出展者及びその代理人が他出展者の小間、事務局の運営設備または商談会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、主催者及び事務局は一切責任を負いません。事務局は、天災地変等のやむを得ない理由で本商談会の全てまたは一部を中止・変更することができます。その為に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

16. 法的保護等

本商談会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。
出展内容は一般公開いたしますので特許的なノウハウ等についての法的保護（産業財産権等の手続等）については出展者の責任において対応するものとします。
展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし主催者・事務局は一切の責任を負いません。

17. 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出展者説明会開催時にお渡しする出展者マニュアルにてご案内します。会期中は事務局の承認無しに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示品及び小間内の保守・清掃は、出展者の責任において行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品及び物品は、出展者の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとします。出展者はそのことで生じた損害を、主催者及び事務局に請求することはできません。

18. 飲食物

出展者による会場内での試飲・試食については事前に事務局に届を出していただき保健所・消防署等の指導の元で許可が下りたもののみ実施可能とします。
出展者は十分な食品衛生管理に努めてください。
また試飲・試食を行える商品は、原則、自社で開発した商品に限ります。

19. 販売出展

本商談会が小間内における飲食店形式や即売等の営利、金銭収入を目的とした販売行為や、それともなう商品の特売表示（POP等）を固く禁止します。ただし、商談の都合上、商品サンプルを有償で提供する行為はこれに該当しません。有償提供を行う場合は保健所などの所轄行政機関への届けが必要のため、必ず事前に事務局へご相談ください。

20. 企画プログラムへの協力

出展者は主催者や事務局が企画するプログラムについてご協力いただけます。

21. 安全・安心のための対応

出展者は、下記の事項を遵守するとともに、関係諸法令・規則・条例等を厳守し、安全・安心な商談会の開催・運営を行うものとします。

- ①食中毒の予防
- ②適切な原産地表示、アレルギー物質表示
- ③遺伝子組み換え食品の不使用
- ④残留農薬、残留抗生物質、残留成長ホルモン、不認可食品添加物の混入防止
- ⑤BSE、鳥インフルエンザの混入防止
- ⑥その他、食品衛生法、JAS法による品質表示、外食の原産地表示ガイドライン（農水省）、アレルギー特定原材料表示義務（厚労省）、農薬取締法、飼料安全法、薬事法、牛肉トレーサビリティ法（農水省）、特定家畜伝染病防疫指針（農水省）に違反するものの展示・販売・提供は一切禁止します。

22. 特定成人向けの商品等

全ての特定成人向け商品、公序良俗に反する商品、及び事務局が不適切と判断した商品については、出展・展示・プレゼンテーション・販売・配布・会場持ち込みを禁止します。

23. 出展報告書の提出

搬入日に配布する日報を会期中に、また出展報告書を開催最終日に必ず提出していただけます。また本商談会終了の約2週間後に実施する、出展の成果に関する調査について、報告書を必ず提出していただきます。

24. 出展募集要項及び出展規約の承認

すべての出展申込者（出展者を含む）及びその代理人は、本商談会の出展募集要項に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。また出展が決定した場合、出展イベントの規約に則って出展していただきます。事務局と出展申込者（出展者を含む）、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

25. 反社会的勢力の排除

すべての出展申込者（出展者を含む）及びその代理人は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動系まうご、政治運動系まうご、特殊技能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約することとします。なお、事務局は、出展申込者（出展者を含む）及びその代理人が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と以下に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、出展申込の拒否、及び出展の取り消しを行うことができるものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

また、事務局は、出展申込者（出展者を含む）及びその代理人が自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、出展申込の拒否、及び出展の取り消しを行うことができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

事務局、又は出展申込者（出展者を含む）及びその代理人（以下、解除者という）が上記規定により出展申込の拒否、及び出展の取り消しを行った場合、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

26. 個人情報の取り扱い

応募申込書に記載した情報は適切に管理し、本商談会の運営及び、中小機構が開催する他の商談会の案内・紹介のために利用する場合があります。